

水産業に携わる皆様へ

平成30年7月豪雨災害への
復旧支援策について
(ver.1)

広島県農林水産局
平成30年8月

目 次

水産関係

- 1 養殖施設が壊れたので、修繕や再整備をしたい . . . p.1
- 2 かき等の養殖物が死んだり、操業できなかつたので
損失補てんを受けたい . . . p.2
- 3 養殖施設等が土砂や流木により被害を受けたので、復旧したい . . . p.3
- 4 漁船が壊れたので、修繕等をしたい . . . p.4
- 5 共同利用施設が被災したので、復旧したい . . . p.5
- 6 操業の支障となる流木等の漂流ごみ、漂着ごみを取り除きたい . . . p.6
- 7 操業の支障となる海底のごみを取り除きたい . . . p.7
- 8 漁業経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい . . . p.8

問合せ先

- 問合せ先一覧 . . . p.9

1 養殖施設が壊れたので、修繕や再整備をしたい

養殖施設が被災した場合、次のような制度を活用し、修繕や再整備をすることができます。

【事業概要】

○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業

1 対象者	漁業協同組合等
2 対象施設	漁業者等の共同利用施設

※ 詳細は、「5共同利用施設が被災したので、復旧したい。」を参照してください。

○ 漁業共済

1 対象者	漁業者
2 対象施設	漁業共済に加入している養殖施設

【留意事項】

- * 各制度活用に当たっては、対象者、対象となる施設等の条件があります。
- * 融資での対応については、「8漁業経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい」を参照してください。

補助事業制度	①農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ②漁業共済
問合せ先	①市町，県団体検査課，県水産課，県農林水産事務所水産(第二)課 ②広島県漁業共済組合（電話 082-544-3388）

2 かき等の養殖物が死んだり、操業できなかつたので損失補てんを受けたい

広島県漁業共済組合の共済事業に加入されている方で、被災された方には、契約内容に応じて共済金が支払われます。

【共済事業の種類】

○ 本共済事業

種目	事業の内容	
漁獲共済	漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失を補償	収穫高保険方式 (※1)
養殖共済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償	物損保険方式 (※2)
特定養殖共済	特定の養殖業について、生産量が一定量に達せず、生産額が減少した場合の損失を補償	収穫高保険方式 (※1)
(漁業施設共済)	(供用中の養殖施設又は漁具の損壊等による損害を補償(前ページの項目))	(物損保険方式) (※2)

※1 収穫高保険方式：契約期間中の漁獲・生産金額(数量×価格)が過去の漁獲・生産実績等を基に定められている金額に達しない場合に、減収分を一定割合で補償する保険方式

※2 物損保険方式：共済対象物等の損害に対して補償する保険方式

○ 地域共済事業

種目	事業の内容	
休漁補償共済	漁船又は定置網漁具の損傷により、漁業の操業が制限された機関の減収等を補てん	漁業共済とセット加入
養殖魚いけす分損特約共済	いけすごとの損害が一定(いけすごとに8割)以上に達した場合の損害(養殖共済で補てんされていないものに限る)をてん補	養殖共済とセット加入

補助事業制度	漁業共済
問合せ先	広島県漁業共済組合(電話 082-544-3388)

3 養殖施設等が土砂や流木により被害を受けたので、復旧したい

【事業概要】

1 養殖施設

養殖施設が土砂に埋まった場合は、災害復旧事業により修繕や再整備を実施することができます。また、低利な資金を融資することができます。

区分	事業概要
1 共同利用施設	農林水産業共同利用施設災害復旧事業を利用して修繕や再整備を実施（p.1参照）
2 個人施設	低利な資金を融資（p.8参照）

2 養殖漁場

流木や土砂の影響で生産性の低下した養殖漁場が含まれる干潟等の機能回復については、「水産多面的機能発揮対策事業」で支援ができます。

1 事業の目的	流木や土砂等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善
2 事業内容	漁業者等により構成された活動組織が行う流木や土砂等の回収・処理などを支援
3 事業の仕組	漁業者等により組織された活動組織が行う活動に対して交付金を交付
4 事業主体	地域協議会

補助事業制度	水産多面的機能発揮対策事業
問合せ先	県水産課

4 漁船が壊れたので、修繕等をしたい

日本漁船保険組合の保険に加入されている方で、被災された方には、契約内容に応じて保険金が支払われます。

【漁船保険の種類】

保険の種類		保険の内容
漁船保険	普通損害保険	沈没、座礁、火災等の事故によって漁船の船体、機関、設備等に生じた損害や、漁船を救助するために要した費用等に対して保険金が支払われる保険
	満期保険	普通損害保険と全く同様に保険金が支払われるとともに、保険期間満了時に保険加入時の保険金額相当額を満期保険金として支払われる保険
漁船船主責任保険 (漁船保険の付帯契約)		漁船が衝突した場合の相手船に対する損害賠償責任や、漁船の運航に伴って生じた第三者に対する賠償責任及び費用に対して支払われる保険
漁船乗組船主保険 (漁船船主責任保険の付帯契約)		漁船の乗組船主が、漁船上において不慮の事故によって死亡したり行方不明となった場合又は後遺障害となった場合に一定金額の保険金が支払われる保険
漁船積荷保険 (漁船保険の付帯契約)		漁船に発生した事故が原因となって、その漁船に生記載されていた漁獲物や仕込みに生じた損害に対して保険金が支払われる保険
任意保険	プレジャーボート責任保険	5トン未満のプレジャーボートの運航に伴って生じた賠償責任や、救助費用等に対して保険金が支払われる保険
	転載積荷保険	冷凍運搬船に転載した漁獲物等に生じた損害に対して保険金が支払われる保険

補助事業制度	漁船保険
問合せ先	日本漁船保険組合 広島県支所（電話 082-249-1850）

5 共同利用施設が被災したので、復旧したい

今回の災害が原因で、水産業共同利用施設などが被災し、使用できなくなった場合、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」により復旧経費の一部を支援することができます。

【事業概要】

1 事業の対象者	漁業協同組合など (※単一の法人において専ら利用している施設は対象外)
2 対象となる施設	水産業用倉庫、水産物処理加工施設、共同作業場、種苗生産施設、養殖施設、製氷冷凍冷蔵施設、給油施設等の共同利用施設 (※法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る)
3 事業費	40万円以上であって、被災施設の復旧費を経年原価方式により算出した額 (※ただし、当該施設の再取得に要する経費の20%以上)
4 補助率	事業費の40万円までの部分3/10、40万円以上の部分5/10の支援が基本 (※ただし、40万円までの部分4/10、40万円以上の部分9/10の支援になる場合がある)

【留意事項】

- *復旧事業に係る計画概要書の提出を被災後30日以内に行う必要があります。
- *被災前の状況がわかる書類（被害程度がわかる写真、図面、固定資産台帳の写しなど）を保管しておいてください。
- *災害査定前に実施した復旧費についても対象となりますが、被災日以降の工事がわかる見積書や設計書、領収書などは必ず保管しておいてください。

補助事業制度	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
問合せ先	県団体検査課，県水産課

6 操業の支障となる流木等の漂流ごみ、漂着ごみを取り除きたい

ごみの状態（漂流、漂着、打上げ）や場所（一般海域、港湾内、漁港内、海岸、河川）によって異なる管理者により、ごみを収集及び処分します。

【事業概要】

区分		事業概要	連絡先
一般海域（沖合）の漂流ごみ		海洋環境整備船が海面に漂流する流木等のごみを回収	管理者（国土交通省中国地方整備局港湾空港部（広島港湾・空港整備事務所））又は県土木建築局港湾振興課
沿岸海域（港湾や漁港等）の漂流ごみ	広島港，尾道糸崎港，福山港及び周辺海域（坂，江田島，宮島，鞆等）	（一社）広島県清港会の清掃船が海上ごみの収集及び処分を実施	県土木建築局港湾振興課
	呉港	中国地方整備局がごみの収集及び処分を実施	中国地方整備局
	市が管理する港湾及び漁港	管理する市町が業者委託等によりごみの収集及び処分を実施	市町
海岸漂着ごみ（護岸漂着，海浜打上げ）		県が委託した業者がごみの収集及び処分を実施	県土木建築局港湾振興課
河川区域内の漂着ごみ		河川管理者が回収・処分を実施 海域に流失した時点で漂流ごみとして取扱	河川管理者（国，県，市町）

【留意事項】

* 漁業の操業に支障がある場合で、管理者が不明な場合は、市町又は県農林水産事務所水産課に確認してください。

補助事業制度	公共土木施設災害復旧事業 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
問合せ先	（管理者が不明の場合）市町，県農林水産事務所水産（第二）課

7 操業の支障となる海底のごみを取り除きたい

底びき網漁業等の漁場において、漁場機能の回復と漁場環境の保全を図るため、市町等が海底に堆積したごみ等を除去する費用を支援します。

【事業概要】

- 1 対象となる海域
生産力の低下した漁場

- 2 事業内容

1 事業の目的	漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行う事業
2 事業内容	海底堆積物の除去等
3 事業主体	市町等
4 採択要件	計画事業費が1事業につき1千万円以上のもの
5 補助率	事業費の1 / 2を国が補助

補助事業制度	水産基盤整備事業
問合せ先	市町 県水産課、県農林水産事務所水産（第二）課

8 漁業経営の再建及び維持安定を図るため低利な資金を借りたい

今回の災害で被害を受けた漁業者（年間所得の5割以上が漁業所得である漁業者）に対し、①経営維持のために必要な資金、②損壊した漁業施設を復旧するために必要な資金を、広島県信用漁業協同組合連合会が融資します。

借入者の利子負担を軽減するため、利子の一部又は全部を、市町と県が負担します。

【事業概要】

1 資金の種類	①被害漁業者救済資金 (運転資金)	②漁業施設災害特別資金 (漁業施設の復旧)
2 貸付対象者	被害を受けた水産物と施設の損失額が、 平年漁業総収入額の10%以上の方 (※1)	被害を受けた施設を再建造や再取得等 する方(※1)
3 資金の用途	・既借入金の償還金、漁業経営資金 ・種苗費、飼料費等 ・施設の修繕費等 ・生活の安定に必要な資金	施設の再建造や再取得等に要する経費 【施設の例】 漁船、倉庫、加工施設、養殖池、運搬車、 漁具、種苗
4 貸付限度額	個人：200万円 法人：1,000万円	条件により異なる(詳しくはお問い合わせください)
5 貸付利率	無利子	年0.2%

※1 貸付を希望される方は、市町長の認定を受ける必要があります。

【留意事項】

*借入を希望する場合は、平成30年12月28日までに借入申込をする必要があります。

*融資には、広島県信用漁業協同組合連合会の審査があります。

補助事業制度	漁業災害特別対策資金
問合せ先	市町、県水産課

広島県問合せ窓口一覧

組織名	電話番号	関連支援策
本庁		
農林水産局 農林水産総務課	082-513-3522	
// 団体検査課	082-513-3526	1, 5
// 水産課	082-513-3610	1, 3, 5, 7, 8
西部農林水産事務所		
水産課 (広島市, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 安芸郡, 山県郡)	082-513-5431	6, 7
水産第二課 (呉市, 竹原市, 東広島市, 江田島市, 豊田郡)	0823-22-5400	6, 7
東部農林水産事務所		
水産課 (三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡)	084-921-1311	6, 7

※三次市, 庄原市における漁業関係については, 本庁農林水産局水産課にご連絡ください。